

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	鹿島建設株式会社			コード	1812
提出日	2026/5/25	異動（予定）日	2026/6/26		
独立役員届出書の提出理由	2026年6月26日開催の定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	斎藤 保	社外取締役	○										△					有
2	飯島 彰己	社外取締役	○										△					有
3	安田 結子	社外取締役	○										○					有
4	大森 映治	社外取締役	○							△			△				新任	有
5	寺脇 一峰	社外取締役	○													○		有
6	武石 恵美子	社外取締役	○													○	新任	有
7	中森 真紀子	社外取締役	○													○	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	株式会社IH代表取締役社長及び代表取締役会長等を歴任し、現在、同社の特別顧問のほか、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の理事長を務めています。株式会社IHは、当社の取引先ですが、直近事業年度におけるその取引額は、双方の連結売上高の1%未満です。また、当社は国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構から、業務委託費や研究開発の助成金等を受領しておりますが、直近事業年度におけるその金額は当社連結売上高の1%未満であり、社外取締役としての独立性は確保されているものと判断しております。	株式会社IH代表取締役社長及び代表取締役会長等を歴任し、グローバルに事業を展開するメーカーの企業経営者としての豊富な経験、高度な識見を有しています。また、当社におきましては、2022年6月取締役就任後、これまで当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っているほか、現在、人事委員会及びガバナンス・報酬委員会の議長を務め、役員人事・報酬関連を含む当社のコーポレート・ガバナンスの客観性と透明性の確保に重要な役割を果たしていることから、社外取締役に選任しているものです。また、当社との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれはないため、独立役員に指定しております。
2	三井物産株式会社代表取締役社長及び代表取締役会長等を歴任し、現在、同社の顧問であります。三井物産株式会社は、当社の取引先ですが、直近事業年度におけるその取引額は、双方の連結売上高の1%未満であり、社外取締役としての独立性は確保されているものと判断しております。	三井物産株式会社の代表取締役社長及び代表取締役会長等を歴任し、グローバルに事業を展開する総合商社の企業経営者としての豊富な経験、高度な識見を有しています。また、当社におきましては、2023年6月取締役就任後、これまで当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っているほか、人事委員会及びガバナンス・報酬委員会の構成員として積極的に発言し、役員人事・報酬関連を含む当社のコーポレート・ガバナンスの客観性と透明性の確保に重要な役割を果たしていることから、社外取締役に選任しているものです。また、当社との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれはないため、独立役員に指定しております。
3	現在、株式会社ボードアドバイザーズ取締役副社長であります。株式会社ボードアドバイザーズは、当社の取引先ですが、直近事業年度におけるその取引額は、双方の連結売上高の1%未満であり、社外取締役としての独立性は確保されているものと判断しております。	外資系経営コンサルタント会社の日本支社代表等を歴任し、経営者人材の紹介、アセスメント、人材育成支援及び取締役会の実効性評価等に携わり、企業経営者としてのグローバルかつ豊富な経験、高度な識見を有しています。また、当社におきましては、2025年6月取締役就任後、これまで当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っているほか、人事委員会及びガバナンス・報酬委員会の構成員として積極的に発言し、役員人事・報酬関連を含む当社のコーポレート・ガバナンスの客観性と透明性の確保に重要な役割を果たしていることから、社外取締役として選任しているものです。また、当社との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれはないため、独立役員に指定しております。
4	2019年4月まで当社の主要な借入先の一つである株式会社三井住友銀行の業務執行者でありましたが、同行からの直近事業年度末における当社グループの借入残高は当社連結総資産の5%未満であります。なお、同行は当社の取引先ですが、直近事業年度におけるその取引額は当社連結売上高の1%未満であります。また、2020年6月までSMBCコンサルティング株式会社の業務執行者、2026年6月まで銀泉株式会社の業務執行者であります。2社とも当社の取引先ですが、直近事業年度におけるその取引額は当社連結売上高の1%未満であります。従って、社外取締役としての独立性は確保されているものと判断しております。	SMBCコンサルティング株式会社代表取締役社長等を歴任し、金融機関における豊富な経験と財務及び会計に関する高い知見を有しています。その豊富な経験と高度な識見から、当社の監査等委員である取締役として適任であると判断し、新たに監査等委員である社外取締役に選任するものです。当社の主要な借入先の一つである株式会社三井住友銀行の出身ですが、当社グループは複数の金融機関と取引を行っており、同行からの借入比率は突出していないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれはないため、独立役員に指定しております。

番号	該当状況についての説明（※４）	選任の理由（※５）
5	-	公安調査庁長官、大阪高等検察庁検事長等を歴任し、検事及び弁護士としての専門的知見と法曹界における豊富な経験、高度な識見を有しています。また、当社におきましては、2023年6月取締役就任後、これまで当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っているほか、ガバナンス・報酬委員会の構成員として積極的に発言し、報酬関連を含む当社のコーポレート・ガバナンスの客観性と透明性の確保に重要な役割を果たしていることから、監査等委員である取締役として適任であると判断し、新たに監査等委員である社外取締役として選任するものです。また、当社との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれはないため、独立役員に指定しております。
6	-	労働省（現厚生労働省）中央最低賃金審議会等の委員を歴任した後、大学教授としての長年の研究から人事制度・労働政策等に関する専門的知見を有しています。当社におきましては、2023年6月監査役就任後、その豊富な経験と高度な識見から、取締役会等において有益な意見を述べるなど、監査役としての職責を十分に果たしております。また、ガバナンス・報酬委員会の構成員として積極的に発言し、報酬関連を含む当社のコーポレート・ガバナンスの客観性と透明性の確保に重要な役割を果たしていることから、監査等委員である取締役として適任であると判断し、新たに監査等委員である社外取締役として選任するものです。また、当社との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれはないため、独立役員に指定しております。
7	-	中森公認会計士事務所の代表を務めるとともに複数の企業の役員を歴任し、公認会計士としての専門的知見を有しております。当社におきましては、2024年6月監査役就任後、その豊富な経験と高度な識見から、取締役会等において有益な意見を述べるなど、監査役としての職責を十分に果たしております。また、ガバナンス・報酬委員会の構成員として積極的に発言し、報酬関連を含む当社のコーポレート・ガバナンスの客観性と透明性の確保に重要な役割を果たしていることから、監査等委員である取締役として適任であると判断し、新たに監査等委員である社外取締役に選任するものです。また、当社との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれはないため、独立役員に指定しております。

4. 補足説明

※１ 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※２ 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものとご留意ください。

※３ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※４ a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※５ 独立役員の選任理由を記載してください。

※６ 独立役員を１名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を１名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。